

平成 25 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 25-12-2)

施策名	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

達成目標 1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
① 近代(明治元年以降)の重要文化財(建造物)の件数	247 件	271 件	279 件	287 件	295 件	300 件	315 件	未達成
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
② 近代(明治元年以降)の登録有形文化財(建造物)の件数	19 年度 5,739 件	21 年度 6,565 件	22 年度 6,924 件	23 年度 7,318 件	24 年度 7,570 件	25 年度 7,810 件	26 年度 8,260 件	未達成
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
③ 重要文化財(建造物)の件数	2,328 件	2,359 件	2,374 件	2,386 件	2,397 件	2,412 件	2,427 件	達成
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
④ 登録有形文化財(建造物)の件数	19 年度 6,824 件	21 年度 7,856 件	22 年度 8,331 件	23 年度 8,834 件	24 年度 9,124 件	25 年度 9,423 件	26 年度 10,124 件	未達成
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	

【目標・指標の設定根拠等】

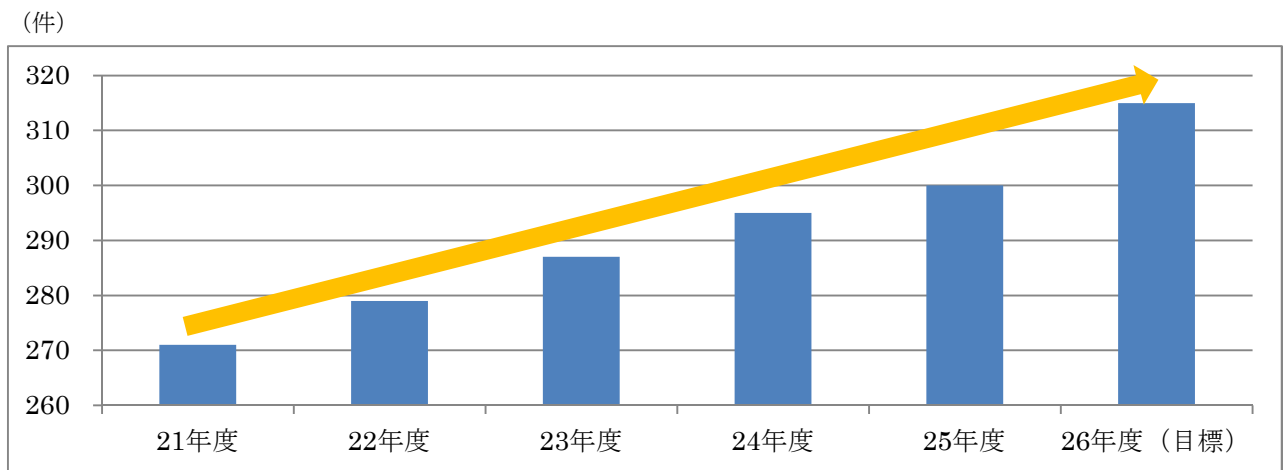
- ・文化財保護法
- ・文化芸術振興基本法
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

昭和25年の文化財保護法制定以降、国は、保護する必要性が相対的に高い、近世以前の文化財について主に指定等を進めてきた。

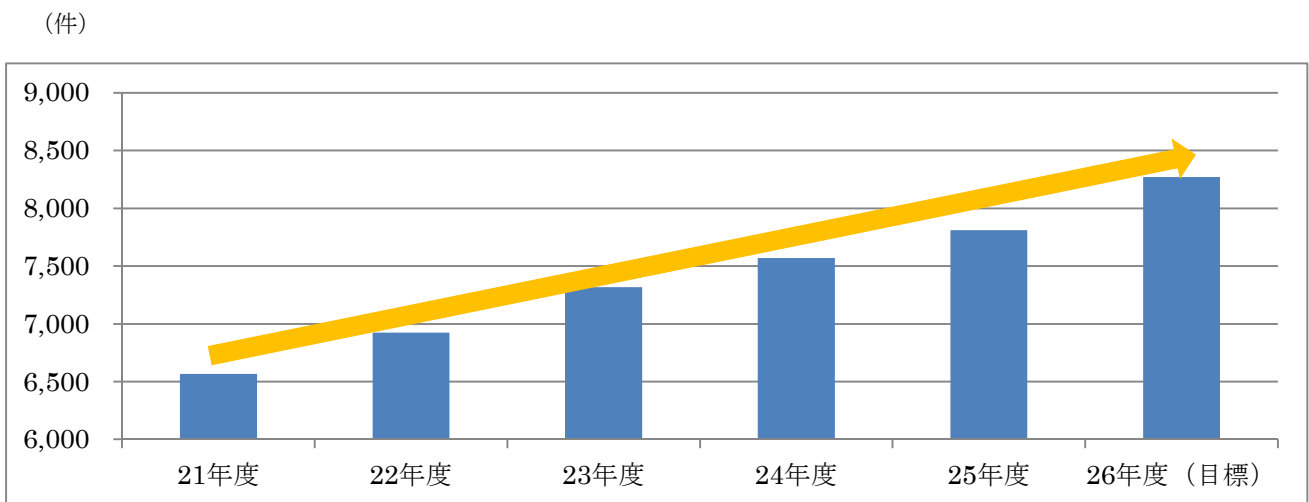
他方、文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあるが、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上若しくは鑑賞上価値の高いもの又は我が国民の生活若しくは生業（なりわい）の理解のため欠くことのできないもの等であれば、その状況を適切に把握した上で、保護を図る必要がある。

とりわけ、建造物の分野については、平成8年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めているため、近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の件数を指標として設定した。

【グラフ1：成果指標① 近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数】



【グラフ2：成果指標② 近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数】



達成目標 2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
① 文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数	—	—	—	—	101,142人	142,430人	125,000人	達成
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	
② 文化遺産オンラインへの訪問回数	20年度 755,329回	21年度 884,567回	22年度 863,989回	23年度 1,016,237回	24年度 1,133,002回	25年度 1,323,566回	26年度 1,333,333回	達成
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
③ 「歴史文化基本構想」の策定地域数	—	7地域	26地域	30地域	30地域	35地域	47地域	未達成
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	
④ 文化遺産オンラインでの情報掲載件数	20年度 61,684件	21年度 65,544件	22年度 66,748件	23年度 94,029件	24年度 107,020件	25年度 113,585件	26年度 120,000件	達成
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/	

【目標・指標の設定根拠等】

- ・文化財保護法
- ・文化芸術振興基本法
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）
- ・文化審議会文化財分科会企画調査会報告（平成19年10月30日）

文化財の「保護」とは「保存」と「活用」の双方を意味するものであり、文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」（同法第1項）を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、各種施設における文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。

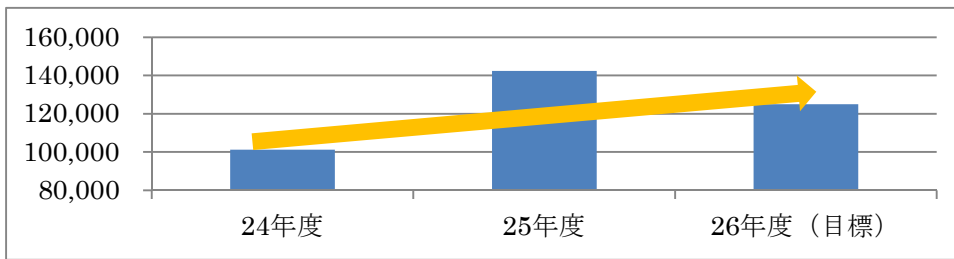
このため、

- ・文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの（「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展）について、その来場者数の合計（成果指標①）
- ・文化財に関する情報を、インターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」について、その訪問回数及び情報掲載件数（成果指標②、活動指標④）
- ・地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、その策定地域数（活動指標③）

を指標として設定した。

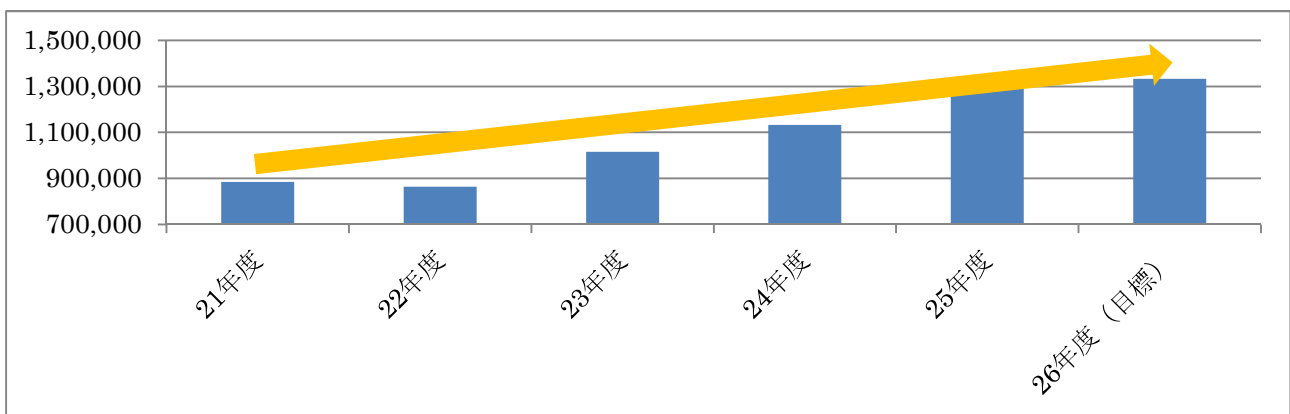
【グラフ1：成果指標① 文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数】

(人)



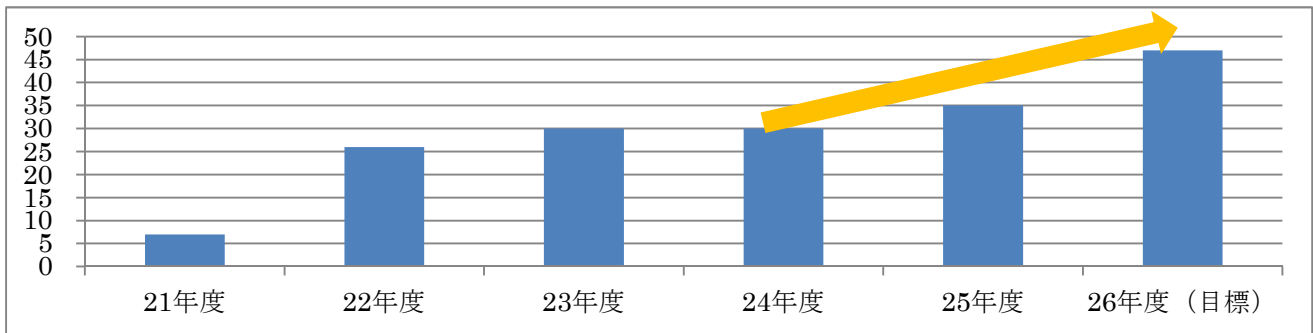
【グラフ2：成果指標② 文化遺産オンラインへの訪問回数】

(回)



【グラフ3：活動指標③ 「歴史文化基本構想」の策定地域数】

(地域)



主な達成手段
(事業・税制措置・諸会議等)

(単位：百万円)

名称 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	23年度	24年度	25年度	26年度				
文化財保護共通費 (昭和25年度)	47 (42)	59 (55)	55 (51)	54	・文化財保存活用事務処理：文化財保護法において規定されている事務、文化財に関する条約の締結による施策等を実施する。古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、	1 2	0372	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物)

				<p>重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査：文化財等の指定等のための調査を実施する。 ・保存管理：文化財の維持管理、記録保存等に必要の事務（国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備等）を実施する。 ・普及活用（重要文化財等公開）：国指定文化財の所有者に対して、国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、出品期間終了後、所有者に出陳給与金を支給する。 ・講習会等：美術工芸品修理技術者、美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者等を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。 ・補助金事務費：補助事業実施に関する調査・指導を実施する。 ・銃砲刀剣類登録事務円滑化：銃砲刀剣類の登録について、銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会等を行い、都道府県教育委員会が任命する登録審査委員の鑑定の資質の向上と事務の効率化・円滑化を図る。 			担当)	
有形文化財 (昭和 54 年度)	83 (63)	91 (77)	148 (117)	126	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群に関する選定保存検討：伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として、職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い、もって文化財保護行政の向上に資するとともに、広報資料を作製・配布し、広く制度の普及を図る。 ・文化財建造物の登録の促進：文化財建造物の登録の促進を図るため、文化財登録制度の啓発・普及広報、登録候補物件の調査、登録プレートの発行を行う。 ・近代文化遺産保護検討等：近代の歴史資料に関する所在・実態を把握するための調査を実施する。 ・天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究を行う。 ・埋蔵文化財保存・活用等：埋蔵文化財を適切に保存し、積極的に公開活用 	1 2	～ 0373	美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物 担当)

					を進めていくため、保存活用に関する調査研究を行い、発掘調査に関する手引きや公開活用に関する資料等を作成し普及啓発を図るとともに、埋蔵文化財担当者講習会を開催し担当者の資質向上を図る。 ・名勝に関する総合調査事業：全国に所在する未指定の名勝地のうち、自然的な名勝地と近代以前の人文的な名勝地（庭園・公園等）について所在状況調査を実施する。 ・「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業：文化財のマネジメントに係る提案や保存活用の取組等に係る課題等についての詳細調査を実施する。 ・水中文化遺産調査研究事業：水中遺跡の調査・保存手段及び体制の指針の策定等を実施する。 ・平城宮跡遺構展示館の保存活用に関する調査研究事業：土質や地下水等が及ぼす遺構への影響調査等を行い、必要なデータ収集等を実施し、展示の改善等に生かす。			
無形文化財 (平成17年度)	39 (38)	31 (30)	31 (31)	30	国が選択した無形の民俗文化財のうち、複数の市町村にわたって広域的に伝承されていたり、保護団体が特定されていない祭りや年中行事については、その分布状況や伝承基盤が不明確なことから、地方公共団体等による記録の作成が進まない状況にあるため、特に変容・衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。	2	0374	伝統文化課
文化財保護対策の検討等 (昭和46年度)	139 (130)	130 (99)	127 (103)	111	文化財保護対策の検討のため、無形文化財「わざ」の理解促進事業、美術工芸品収蔵施設等における環境対策の推進、重要無形文化財（建造物）所有者診断支援事業、「歴史文化基本構想」普及促進事業等を実施する。	2	0375	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)
美術館・博物館活動の充実 (平成9年度)	19 (15)	21 (18)	21 (19)	19	美術館・博物館活動の充実のために、研修、展示、公開等を行う。	2- ①、 ②	0376	芸術文化課 美術学芸課
鑑賞・体験機会等充実のための	396 (316)	360 (279)	374 (296)	222	鑑賞・体験機会等充実のために、文化遺産オンライン構想の推進、無形文化	2- ②、	0377	伝統文化課

事業推進 (昭和47年度)					財等公開活用等事業、発掘された日本列島展、世界遺産普及活用事業、伝統音楽等の普及促進支援事業、NPO等による文化財建造物の管理活用の推進事業等を実施する。	①		美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)
アイヌ関連施策の推進 (平成9年度)	209 (210)	209 (212)	233 (214)	255	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の目的であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、指定法人である(財)アイヌ文化振興・研究推進機構に対して、補助金を交付し、アイヌ文化の振興等を図る。	文化財の保存及び活用の充実	0378	伝統文化課
国宝・重要文化財等の買上げ (昭和25年度)	2,187 (2,175)	1,332 (1,301)	1,332 (1,274)	1,370	転売等による散逸や海外流出及び劣化・毀損のおそれがあるなど、国において保存を図る必要のある国宝・重要文化財等について、買い取りを行う。	2	0379	伝統文化課 美術学芸課
模写模造 (昭和28年度)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35	国宝・重要文化財が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難である場合や文化財(建造物)を縮尺模型により全体像の把握を容易にするなど、文化財としての固有の価値を可能な限り忠実に表現した模写模造を製作し、公開活用を図ることで指定品の保存及び文化財理解を進める。	2	0380	美術学芸課 参事官 (建造物担当)
文化財管理及び保存活用等 (昭和25年度)	771 (568)	758 (667)	703 (669)	677	国有美術工芸品保存修理、平城宮跡等の管理、高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画の保存修理を行う。	2-①、②	0381	美術学芸課 記念物課
国有文化財等の保存整備等(復興関連事業)	3,188 (2,463)	279 (279)	445 (443)	-	国民全体の財産である貴重な国宝・重要文化財等を確実に次世代に継承するため、東日本大震災により被害を受けた国所有の旧江戸城清水門(2棟)・田安門(2棟)、旧弘道館(2件)について修理を行う。	1-② 2-①、②	-	記念物課 参事官 (建造物担当)
国宝・重要文化財等の保存整備等 (昭和25年度)	18,263 (19,131)	20,210 (20,097)	20,998, (19,910)	22,386	文化財保護法に基づき、①国が文化財のうち重要なものを指定等し、現状変更、修理等に制限を課す一方、その保存を図るため、有形の文化財(建造物、美術工芸品、民俗文化財等)については、保存修理、防災施設の設置等、②無形の文化財(芸能、工芸技術、民俗芸能等)については、伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う。③文化財を次世代に継承するための	1-② 2-①、②	0382	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)

					修理用資材確保及び資材に関わる技能者の育成のため、資材供給林の設定、資材採取研修、文化財修理用資材等に関する普及啓発事業等に支援を行う。			
有形文化財等の保存整備等（復興関連事業） （平成23年度）	2,893 (1,416)	1,541 (1,438)	1,494 (774)	-	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の修理・修復を行うべく、文化財の所有者、管理団体等が実施する修理・復旧事業に対して補助を行う。	2- ①、 ②	-	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 （建造物担当）
文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業 （平成23年度） （廃止）	6,837 (4,367)	5,771 (5,302)	263 (258)	9	地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興と共に観光振興・地域経済の活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を行う。	2	383	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 （建造物担当）
史跡等の買上げ （昭和32年度）	14,064 (13,599)	14,257 (11,445)	11,307 (10,831)	12,053	個人や法人等が所有している史跡について、地方公共団体が買上げによる公有化を行う事業に要する経費の一部を補助する。	2- ①、 ④	0384	記念物課
平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上 （昭和38年度）	1,256 (1,250)	557 (553)	334 (334)	790	歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡の保全と活用を図るため、平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地を買い上げる。	2- ①、 ③	0385	記念物課
平城宮跡地整備費 （昭和40年度）	294 (155)	111 (50)	84 (84)	461	特別史跡平城宮跡及び特別史跡藤原宮跡等を良好な状態で保全を行うための防災設備の設置など、各種工事や整備を行う。	2- ①、 ②	0386	記念物課
国宝・重要文化財等の保存整備等	-	1,939 (675)	1,961 (1,790)	2,812	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の修理・修復を行うべく、文化財の所有者、管理団体等が実施する修理・復旧事業に対して補助を行う。	1- ② 2- ①、 ②	047	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 （建造物担当）
被災ミュージアム再興事業	-	507 (362)	381 (300)	463	東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、復興に向けた各種事業や被災した館の資料を活用した	2	048	美術学芸課

					展示会の実施等に必要な経費について補助を行う。			
文化財建造物等を活用した地域活性化事業 (平成25年度)	-	-	576 (544)	1,698	重要文化財等建造物、伝統的建造物群などの地域の「たから」を公開活用し、魅力ある地域づくりを推進する取組への支援事業を創設するとともに、安心・安全の観点から伝統的建造物群の防災対策を支援する。	2	0390	参事官 (建造物担当)
地域の特性を生かした史跡等総合活用支援推進事業 (平成25年度)	-	-	2,218 (2,103)	3,392	史跡等の記念物や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を生かした地域の振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援する。	2	0391	記念物課
地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 (平成25年度)	-	-	1,010 (907)	1,308	美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援する。	2	0389	美術学芸課
文化遺産を生かした地域活性化事業 (平成25年度)	-	-	3,384 (3,250)	2,147	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動や、子供達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。	2	0392	伝統文化課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

独立行政法人の事業名	25年度 予算額計 (百万円)	26年度 当初予算額 (百万円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費 (平成13年度)	8,392	8,239	独立行政法人国立文化財機構は、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、文化財の収集・保管・展示等の中心的拠点となる博物館の設置・運営を行う。また、文化財の研究について、基礎的なものから先端的・実践的なものに至るまで、多様な手法により実施する。その際、特に機構の有する人的・物的資源を集約して文化財の保存科学・修復技術に関する拠点を形成しつつ取り組む。さらに、調査・研究成果の国民への公開、文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、	2	0387	長官官房 政策課

			文化財に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。			
独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費 (平成13年度)	6,936	2,990	独立行政法人国立文化財機構が、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、施設及び整備等を計画的に整備する。	2	0388	長官官房 政策課

施策目標に関する評価結果

○目標達成度合いの測定結果

相当程度進展あり

(判断根拠)

達成目標 1－①及び②について目標の達成には至らなかったものの、近代の文化財の指定及び登録の件数は計画的かつ着実に増加しており、近代の文化財の保存・活用に向けた取組が相当程度進捗していると評価できる。

達成目標 2－③について目標の達成には至らなかったものの、策定地域数は昨年度から着実に増加しており、また、本年2月に「歴史文化基本構想」策定ハンドブックを作成し、各地方公共団体に周知しているところであり、今後、更なる策定の推進が見込まれる。また、達成目標 2－①、②及び④はいずれも目標を達成しており、我が国の「宝」である文化財の公開に向けた各種取組が相当程度進捗していると評価できる。

○施策の分析

【達成目標 1】

(必要性の観点)

文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあるが、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上、若しくは鑑賞上価値の高いもの又は我が国民の生活若しくは生業(なりわい)の理解のため欠くことのできないもの等であれば、その状況を適切に把握した上で、保護を図る必要がある。登録有形文化財は近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている文化財を後世に継承するため、平成8年に創設された制度である。とりわけ、建造物の分野については、平成8年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めているが、都市部の急激な開発や地方部の過疎化により文化財の消滅が危惧されている文化財は数多く残っており、引き続き登録を推進するとともに、その中でも特に価値の高いものについては指定を推進する必要がある。

(有効性の観点)

10,000件近い近代の建造物が指定・登録され、平成25年度においては、指定・登録された建造物のうち、近代の占める割合が指定は12.4%(対前年度0.1%増)、登録は82.9%(対前年度同)であり、その件数は着実に増加している。また、指定された文化財には現状変更等の許可制と命令・勧告を基本とする強力な保護措置が講じられている一方、登録された文化財には現状変更等の届出制と指

導・助言を基本とする緩やかな保護措置が図られており、それぞれの文化財の特性に応じ、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされていた文化財の保護を図ることが可能となる。

(効率性の観点)

上記のように、強力な保護措置である指定制度と緩やかな保護措置である登録制度が存在することから、それぞれの文化財の特性に応じた保護手法の選択が可能である。

また、平成 25 年度予算では、国宝・重要文化財建造物の保存修理等 (9,804 百万円)、文化財建造物の登録の推進 (18 百万円)、登録文化財保存修理 (90 百万円) 等を計上しており、近代の文化財の保存・活用に成果を上げている。

【達成目標 2】

(必要性の観点)

文化財の「保護」とは「保存」と「活用」の双方を意味するものであり、文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」(同法第 1 条)を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、各種施設における文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。

今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、我が国の「宝」である文化財の公開・活用を推進するため、文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数や、文化財に関する情報をインターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」の訪問回数及び情報掲載件数を、平成 32 年までに 2 倍にすることを目指す。

また、文化財を単体としてではなく集合体として捉え、一体的・総合的に保存・活用することは、地域活性化や国民がより多くの文化財に親しむ機会にも資するものである。このような観点から、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」が平成 19 年の文化審議会文化財分科会企画調査会で策定の推進が提言されたものの、平成 20～22 年度の「文化財総合的把握モデル事業」の終了後は策定自治体数が伸び悩んでいることから、平成 32 年までに 100 地域(各都道府県で 2 地域)における策定を目指す。

(有効性の観点)

文化庁が主催する文化財関連展覧会における文化財の実物の積極的な公開・活用はもちろんのこと、これらをインターネット上においても公開することにより、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図ることができる。平成 25 年度においては、文化庁が主催する文化財関連展覧会における来場者数が 143,830 人(対前年度約 37% 増)となるとともに、文化遺産オンラインへの訪問回数及び情報掲載件数についても、それぞれ 1,323,566 回(対前年度約 19% 増)と 113,585 件(対前年度約 6% 増)となっており、多くの人々が文化財に親しむ機会の充実が図られている。

また、歴史文化基本構想については、平成 25 年度における策定地域数は 35 地域(対前年度 5 地域増)となっており、地方公共団体による文化財の一体的・総合的な保存・活用の取組が進んでいる。

(効率性の観点)

展覧会における文化財の公開については、文化庁があらかじめ公開施設と連携し、公開施設の設備や温度・湿度等の公開環境、公開となる文化財の状況等を定期的に確認し、必要に応じて指導・助言

を行いながら、その価値に影響を及ぼすことのないよう、積極的な公開を図っている。

文化遺産オンラインについては、インターネット上でいつでも誰でもアクセスが可能なものであり、また、文化財情報の英訳や画像掲載率の向上等により、我が国はもちろん、海外の訪問者に対して積極的に文化財情報を公開することに努めている。

歴史文化基本構想については、その策定を目指す地方公共団体に対し、定期的に、文化庁による研修会の開催や、職員の派遣といった実務的な指導・助言・援助を行っている。

【施策の総括的な分析】

（必要性の観点）

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であるとともに、現在及び将来の社会の発展・向上のために無くてはならないものである。このため、文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにすることは、文化による心豊かな社会の実現を目指す上で必要不可欠である。

（有効性の観点）

近代の文化財の指定・登録が着実に進んでいること、文化財の展覧会やインターネットにおける公開についても着実に促進されていることから、文化財の保存・活用に有効であったといえる。

（効率性の観点）

達成手段に記載した事業の着実な実施により、文化財を適切に次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解が深まったと判断できる。

（今後の課題）

貴重な国民的財産である文化財について、引き続き「指定」、「登録」、「保存」、「活用」といった措置を講じていくことにより、これらを適切に保存し、次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにしていくことが重要である。また、東日本大震災により被災した有形・無形の国指定等文化財については約8割が復旧済だが、残り2割の速やかな復旧を行う必要がある。

○次期目標・今後の施策等への反映の方向性

達成目標 1

- ・貴重な文化財でありながらも、社会の変化の中で急速に失われつつある近代以降の建造物についても、確実な保全と積極的な活用を図るため、重要文化財への指定及び登録有形文化財への登録を積極的に行うことにより、文化財の保護対象の裾野を広げることを目指す。

達成目標 2

- ・文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、重要文化財等をはじめとした多くの文化財を公開・活用する取組を促進し、国民の文化財に対する理解と関心を高める。
- ・実物の公開・活用だけでなく、多様な文化遺産をインターネット上で公開する文化遺産オンラインにおけるコンテンツの更なる充実を図る。また、文化遺産オンラインの英訳状況やアクセス元等に関する指標の作成を検討する。

- ・地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、各地方公共団体による策定の更なる推進を図る。
- ・文化財を公開するイベントの開催数や来場者数に関する指標の設定を検討する。

【具体的な概算要求の内容】（主なもの）

<新規要求・拡充事業（同額も含む）>

- ・近代化遺産等重点保存修理事業（新規）

平成27年度概算要求額：1,500百万円

- ・文化財総合活用戦略プラン

平成27年度概算要求額：14,099百万円（前年度予算額7,800百万円）

【具体的な機構定員要求の内容】

- ・近現代建造物の保存・活用を推進するため、新規定員2名を要求。
- ・美術工芸品の保存・活用を推進するため、新規定員1名を要求。

施策の予算額・執行額

（※政策評価調書に記載する予算額）

区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	57,317,238 ほか復興庁一括 計上分	56,525,827 ほか復興庁一括 計上分	57,147,745 ほか復興庁一括 計上分	68,219,920 ほか復興庁一括 計上分	
		2,446,425 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	2,095,183 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	2,559,642 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	2,963,952 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	補正予算	1,472,468 ほか復興庁一括 計上分 0	1,058,142 ほか復興庁一括 計上分 0	0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>		
	繰越し等	4,604,673 ほか復興庁一括 計上分△ 961,988	△3,443,807 ほか復興庁一括 計上分 247,178			
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
	合計	63,394,379 ほか復興庁一括 計上分 1,484,437	54,140,162 ほか復興庁一括 計上分 2,342,361			
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
	執行額（千円）		59,576,209 ほか復興庁一括 計上分	51,190,390 ほか復興庁一括 計上分		

	1,036,485 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	2,090,085 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
--	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）				
名称	年月日	関係部分抜粋		
日本再興戦略	平成25年6月14日閣議決定	<p>第Ⅱ 3つのアクションプラン</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ4：世界を引きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現</p> <p>②観光資源等のポテンシャルを生かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会</p> <p>「国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図るとともに、情報発信・活用方法の検討を今年度内に実施し、観光資源として積極的に国内外へ発信し、活用する。」</p> <p>三. 国際展開戦略</p> <p>2. 海外市場獲得のための戦略的取組</p> <p>③クールジャパンの推進</p> <p>「「クールジャパン推進会議」における提言等を踏まえ策定された「アクションプラン」に沿って、…伝統文化等の連携により、主要な国際会議・イベント等において「日本の魅力」を効果的に発信し、外国人の共感と参加を得て、クールジャパンを支える優れた「人財」の育成等を推進する。」</p>		
経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日閣議決定	<p>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化</p> <p>(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興</p> <p>「文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する…」</p> <p>4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし</p> <p>(1) 当職を生かした地域づくり</p> <p>「…地域独自の資源や伝統文化などを生かした観光振興等により交流人口を増やす。」</p>		
文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）	平成23年2月8日閣議決定	<p>第2 文化芸術振興に関する重点施策</p> <p>1. 六つの重点戦略</p> <p>重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承 等</p>		
東日本大震災からの復興基本方針	平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定	<p>5 復興施策</p> <p>(1) 災害に強い地域づくり</p> <p>②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員</p> <p>(iv) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。</p> <p>(2) 地域における暮らしの再生</p>		

	<p>⑤文化・スポーツの振興</p> <p>(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	

<p>有識者会議での 指摘事項</p>	<p>○「達成目標1」の指標について、①「建造物」以外のものを含めた文化財全体の指標を示すこと、②所有者や所在が不明な文化財の数値を明らかにすること、③件数を指標として設定するといった表層的な記載をするのではなく、より重要な目標をすくい上げていただきたい。</p> <p>○「歴史文化基本構想」について、地域への利益をすくい上げて、また次の活動につながるようなサイクルを作るという観点を踏まえた指標が開発されることが望ましい。</p> <p>○文化財について、民間であっても公益性のある機関等で安全に保存できるインセンティブを制度化すべきではないか。</p> <p>○無形文化財について、記載を増やしていただきたい。</p>
-------------------------	--

<p>主管課（課長名）</p>	<p>文化庁文化財部伝統文化課（神代 浩）</p>
<p>関係課（課長名）</p>	<p>文化庁文化財部美術学芸課（早川 俊章） 文化庁文化財部記念物課（高橋 宏治） 文化庁文化財部参事官（建造物担当）（村田 健一）</p>